

市商連ニュース

令和4年2月4日 No.89

一般社団法人 川崎市商店街連合会

<https://k-shouren.jp/>

☎044-548-4107

まん延防止等重点措置・協力金（第16弾）

県内でのオミクロン株のまん延で年明け以降、感染者の爆発的な増加が続いています。誰がいつ感染してもおかしくない状況です。

神奈川県は、特措法に基づく「まん延防止等重点措置」に係る神奈川県実施方針を策定し、必要な措置等を行うこととしました。

期間は1月21日（金）～2月13日（日）
新型インフルエンザ等特別措置法に基づく、県の要請に応じて時短営業等に協力した事業者が協力金（第16弾）が支給されます。

マスク飲食認証店の協力金

① 5時から21時までの営業時間短縮
酒類提供は11時から20時まで

（2.5万円～7.5万円/日）

② 5時から20時までの営業時間短縮
酒類提供なし（3万円～10万円/日）

非認証店の協力金

5時から20時までの営業時間短縮
酒類提供停止（3万円～10万円/日）

事業復活支援金

経済産業省は1月31日に、新型コロナ禍で影響を受けた中小企業者の事業の継続と回復を支援するため、「事業復活支援金」の申請受付を開始しました。

2021年11月～2022年3月までの任意の月の売上高が、2018年11月～2021年3月の同月と比べて50%以上減少した場合、法人は最大250万円、個人事業主は最大50万円まで支給されます。

減少幅が30%以上50%未満の場合は、それぞれ最大150万円と30万円が支給されます。

【月次支援金との違い】

「月次支援金」は、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の地域の飲食店と直接又は間接的

な取引があることで売上が減少した事業者が対象でしたが、「事業復活支援金」は、地域や業種を問わず、コロナで売上が減少した事業者が対象になります。なお、支給は1回のみとなります。詳しくは、事業復活支援金事務局まで

TEL 0120-789-140

<https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/>

商店街活動指針づくり

令和3年度商店街活動指針策定事業について、幸区日吉商連の「小倉商栄会」が商店街活動指針づくりに取り組みました。「小倉商栄会」は、幸区の南西、小倉地区の住宅街にあり、会員数が34店舗と小規模の商店街です。商店街の中ほどにある小倉神社では、毎月第一日曜日に商店街の会員が中心となって朝市を実施し、地元住民で賑っています。今回、商店街と地元住民が共に楽しみ、喜んで暮らせるような街づくりをしたいとのことで、10月から11月にかけて、小倉商栄会の会員にアドバイザーを交えて、商店街の課題、現在の活動内容、今後の



取り組みや目標などについて全5回の勉強会を行い、「一人一人の輝きを町の輝きに」をコンセプトとする小倉商栄会の新たな活動指針が完成しました。今回、指針づくりに参加していただきました小倉商栄会の皆様お疲れさまでした。

理事会・通常総会のお知らせ

令和3年度第3回理事会を3月16日（水）に産業振興会館で開催します。理事の皆様のお席をお願いします。また、第11回通常総会は5月23日（月）に武蔵小杉のホテル精養軒にて開催の予定です。